

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(銀行が標準的手法を使用する国内基準行である場合の経過措置)

第二条 国内基準行（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の

充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第

号。以下「改正銀行告示」という。）による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行が

その保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下

「新銀行告示」という。）第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である標準的手法採用行（同

条第十号に規定する標準的手法採用行をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす者におけるこの

告示による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の

充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関

及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（以下「適格格付機関告示」という。）第

二条及び第三条の規定の適用については、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

一 新銀行告示第一条十二号の三に規定する内部モデル方式採用行又は新銀行告示第二百七十条の四第一項の承認を受けている者に該当しないこと。

二 適用日前において、改正銀行告示による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が相当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧銀行告示」という。）第一条第十二号の二に規定する内部モデル方式採用行又は同条第十三号に規定する先進的計測手法採用行に該当しないこと。

三 当該国内基準行である標準的手法採用行を子会社とする者が存在する場合にあつては、その者が次に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

イ 新銀行告示第一条第十号の二又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が相当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第 号。以下「改正銀行持株

会社告示」という。)による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「新銀行持株会社告示」という。)第一条第十号の二に規定する国際統一基準行

ロ 新銀行告示第一条第三号又は新銀行持株会社告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用行

ハ 適用日前において旧銀行告示第一条第十二号の二若しくは改正銀行持株会社告示による改正前の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「旧銀行持株会社告示」という。)第一条第十二号の二に規定する内部モデル方式採用行又は旧銀行告示第一条第十三号若しくは旧銀行持株会社告示第一条第十三号に規定する先進的計測手法採用行であった者

ニ 新銀行告示第一条第十二号の三又は新銀行持株会社告示第一条第十二号の三に規定する内部モデル方式採用行

ホ 農林中央金庫

へ 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社

(銀行持株会社が標準的手法を使用する国内基準行である場合の経過措置)

第三条 国内基準行(新銀行持株会社告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。)である標準的手法採用行(同条第十号に規定する標準的手法採用行をいう。)のうち、次に掲げる要件の全てを満たす者における適格格付機関告示第二条及び第三条の規定の適用については、適用日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

一 新銀行持株会社告示第一条十二号の三に規定する内部モデル方式採用行又は新銀行持株会社告示第二百四十八条の四第一項の承認を受けている者に該当しないこと。

二 適用日前において、旧銀行持株会社告示第一条第十二号の二に規定する内部モデル方式採用行又は同条第十三号に規定する先進的計測手法採用行に該当しないこと。

三 当該国内基準行である標準的手法採用行を子会社とする者が存在する場合にあつては、その者が前条第三号イからへまでに掲げる者のいずれにも該当しないこと。

(標準的手法を使用する国内基準金庫に係る経過措置)

第四条 国内基準金庫(信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(令和四年金融庁告示第 号。以下「改正信金告示」という。))による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「新信金告示」という。))第一条第九号の二に規定する国内基準金庫をいう。)である標準的手法採用金庫(同条第九号に規定する標準的手法採用金庫をいう。)のうち、次に掲げる要件の全てを満たす者における適格格付機関告示第二条及び第三条の規定の適用については、適用日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

一 新信金告示第一条十一号の三に規定する内部モデル方式採用金庫又は新信金告示第二百七十条の四第一項の承認を受けている者に該当しないこと。

二 適用日前において、改正信金告示による改正前の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行

法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が相当であるかどうかを判断するための基準第一条第十一号の二に規定する内部モデル方式採用金庫又は同条第十二号に規定する先進的計測手法採用金庫に該当しないこと。

(信用協同組合等に係る経過措置)

第五条 標準的手法を採用する信用協同組合等(協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が相当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(令和四年金融庁告示第 号。以下「改正信組告示」という。)による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用組合協同連合会がその経営の健全性を判断するための基準(以下「新信組告示」という。)第一条第九号に規定する標準的手法を採用する信用協同組合等をいう。)のうち、次に掲げる要件の全てを満たす者における適格格付機関告示第二条及び第三条の規定の適用については、適用日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

一 新信組告示第一条十一号の三に規定する内部モデル方式を採用する信用協同組合等又は新信組告示第二百四十六条の四第一項の承認を受けている者に該当しないこと。

二 適用日前において、改正信組告示による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第一条第十二号に規定する先進的計測手法を採用する信用協同組合等に該当しないこと。

(農業協同組合等に係る経過措置)

第六条 標準的手法採用組合（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁・農林水産省告示第 号。以下「改正農協告示」という。）による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新農協告示」という。）第一条第九号に規定する標準的手法採用組合をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす者における適格格付機関告示第二条及び第三条の規定の適用については、適用日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

一 新農協告示第一条第十一号の三に規定する内部モデル方式採用組合又は新農協告示第二百四十六条の

四第一項の承認を受けている者に該当しないこと。

二 適用日前において、改正農協告示による改正前の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第一条第十二号に規定する先進的計測手法採用組合に該当しないこと。

(漁業協同組合等に係る経過措置)

第七条 標準的手法採用組合（漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁・農林水産省告示第 号。以下「改正漁協告示」という。）による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新漁協告示」という。）第一条第九号に規定する標準的手法採用組合をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす者における適格格付機関告示第二条及び第三条の規定の適用については、適用日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

一 新漁協告示第一条第十一号の三に規定する内部モデル方式採用組合又は新漁協告示第二百四十六条の四第一項の承認を受けている者に該当しないこと。

二 適用日前において、改正漁協告示による改正前の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するため

の基準第一条第十二号に規定する先進的計測手法採用組合に該当しないこと。

(標準的手法採用金庫に係る経過措置)

第八条 標準的手法採用金庫(労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(令和四年金融庁・厚生労働省告示第 号。以下

「改正労金告示」という。)による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「新労金告示」という。)第一条第九号に規定する標準的手法採用金庫をいう。)のうち、次に掲げる要件の全てを満たす者における適格格付機関告示第二条及び第三条の規定の適用については、適用日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

一 新労金告示第一条十一号の三に規定する内部モデル方式採用金庫又は新労金告示第二百四十六条の四第一項の承認を受けている者に該当しないこと。

二 適用日前において、改正労金告示による改正前の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十二号に規定する先進的計測手法採用金庫に該当しないこと。